

新たな海洋基本計画の全体像（参与会議議論用ペーパー）と参与会議意見及びP T 報告該当箇所の対比表

新たな海洋基本計画の全体像（参与会議議論用ペーパー）	参与会議意見及びP T 報告該当箇所
<p>総論 海洋立国日本の目指すべき姿</p> <p>1 我が国にとっての海洋の位置付け</p> <p>【我が国にとっての海洋の位置付けについて例えば以下の旨を記述】</p> <p>○我が国にとって海洋の位置付け：①恵みをもたらす場、②国内外との交通・交易の道、③津波等、脅威・畏敬の対象、④人類の知的資産を創造するための調査研究の対象。</p> <p>○今後期待される視点：⑤海洋の開発・利用などの人類のフロンティアとしての視点、⑥海洋環境保全、沿岸域管理、国際協調など、海からの視点（海から世界を見る、海から陸を見る）。</p> <p>2 海洋立国日本の姿</p> <p>【海洋政策を推進した先にある海洋国家日本の将来像について例えば以下の旨を記述】</p> <p>○海洋を我が国に富と繁栄をもたらす場とするため、フロンティアとしての海洋の持つポテンシャルを最大限に活用することを目指す。あわせて、日本経済を支える海運等の充実・発展とその基盤強化、国民への水産物の安定供給を担う水産業の健全な発展を目指す。</p> <p>○海洋における活動には、安全確保が前提であることから、安全確保の態勢を構築するとともに安全保障環境の安定</p>	

に積極的な役割を担うことを目指す。また、常に海洋由来の災害の危険が存在するのは我が国の宿命であり、災害に強い国を目指す。

○海洋の未知なる領域に積極的に取り組み、人類の知的資産の創造に貢献し、世界中の関心を惹きつける存在感のある国を目指す。

○海洋立国として、①海洋環境の保全や気候変動等の全地球的課題、②自由かつ秩序ある海洋の利用を確保するための国際法の考え方の整合やルール作りなどについて、世界を先導する役割を果たすことを目指す。

3 総合海洋政策の意義

【新たな海洋基本計画の意義について以下の旨を記述】

○海洋立国日本にとっての海洋政策は、日本の再生及び持続的な成長の鍵。

○海洋政策は、様々な施策が相互に関連、総合的観点から立案。海洋は我が国と世界をつなぐものであることから、国際的な視点も重要である。

○海洋基本計画に基づき、総合海洋政策本部の総合調整の下、関係省庁が連携し、海洋政策を推進。

○海洋基本計画は、我が国の取り組むべき海洋政策の道筋を国民に示し、関係者が連携・協力して海洋施策を強力に推進する意義。

○現行海洋基本計画の次のステップとして、これまで実施してきた海洋政策を評価した上で新たな社会情勢の変化等を加味して、新たな海洋基本計画を策定。

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

1 海洋政策を巡る現状と課題

(1) 現行海洋基本計画の実施状況

【現行海洋基本計画の実施状況及び課題について以下の旨を記述】

- 現行海洋基本計画策定後、同計画に基づき海洋に関する施策を着実に実施。(年度ごとに主な成果について記載)
- 一方で現行海洋基本計画に基づく施策については、具体的成果が不十分と評価されているものもある、次なる段階として更に施策を進化・強化することが必要なものがある等の課題。(海洋の開発、海洋調査、海域管理、人材育成・国民の理解、海洋産業の振興)

(2) 海洋を巡る社会情勢等の変化

【現行海洋基本計画策定後の社会情勢等の変化について例えば以下の旨を記述】

- 東日本大震災や国際経済情勢の変動等に伴うエネルギー戦略の見直し。
- 新たな人類のフロンティアとしての、海洋についての開発・利用への期待の高まり。
- 東日本大震災を踏まえた防災・環境対策等の強化の動き。
- 海洋秩序の維持や海洋権益等の保全を巡る国際情勢の変化。
- 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告。
- 日本経済が低迷する中で日本再生や成長戦略、国際競争力の強化の観点からの海洋産業の振興や創出に対する期待

・意見書本文1 (1) の課題の趣旨を反映

・意見書頭紙の趣旨を反映

・沿岸域の総合的管理と計画P Tの趣旨を反映

の高まり。

- 北極海 of 海氷減少、海洋酸性化等を巡る地球環境の変化。
- 世界的に水産物の需要が高まる中で、我が国では、消費者の急速な魚離れが進行。

2 新たな海洋基本計画において重点的に取り組むべき課題

【現行海洋基本計画の実施状況、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな海洋基本計画に計画期間中に、総合海洋政策本部の総合調整の下で特に重点的に取り組むことが必要とされている課題について例えば以下の旨を記述】

(1) 海洋の開発及び利用の促進と海洋産業の育成及び振興

- 人類のフロンティアである海洋の開発及び利用に本格的に取り組むことが必要。
- 海洋エネルギー・鉱物資源の開発及び海洋再生可能エネルギーの普及を推進。また、海洋を支える海運業、造船業、物流業、水産業等の振興、新たな海洋産業の育成、海洋インフラの国際展開等も推進。
- 海洋の開発及び利用に当たっては、海洋環境の保全との調和が不可欠。

(2) 海洋の安全確保と国際協調の推進

- 国際情勢等も踏まえつつ、海洋の安全確保や海洋権益の保全に着実に取り組むとともに、海洋国家として海洋秩序や海洋の利用・開発・保全等に係る国際ルール作りを先導する等の国際的取組を推進。また、海洋由来の災害に対する防災・減災対策を推進。

(3) 海洋政策を支える基盤の整備

- ・海洋産業の振興と創出 P T の趣旨を反映
- ・海洋立国日本の海運・物流政策 WG の趣旨を反映
- ・沿岸域の総合的管理と計画 P T の趣旨を反映
- ・海洋の安全保障 P T の趣旨を反映

○海洋の開発及び利用、海洋環境保全等を支える基盤の整備・充実が必要。

○海洋調査の推進や海洋情報の一元化、宇宙からの情報を活用した海洋情報の充実、研究開発施策の拡充、人材育成、国民への理解増進等を推進。

3 新たな海洋基本計画における施策の方向性

【今後、第2部を記述する中で再度整理する予定】

(1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

○海洋エネルギー・鉱物資源の開発：我が国の海洋エネルギー・鉱物資源政策は、調査・研究の段階から事業化のための開発・研究に移行する段階に至ったと位置づけ、①我が国周辺海域の資源ポテンシャルを把握するための広域な科学的調査・資源探査（資源量把握を含む）の継続的な実施及び②生産に向けた技術開発を集中的に実施。また、開発に際しての環境影響評価の検討を継続・推進。なお、資源に係る情報については厳重に管理し、開発等のための活動拠点整備を推進するとともに、これらを利用した経済活動について検討。

○海洋再生可能エネルギーの利用促進：取組方針に基づき、実用化に向けた技術開発の加速のための施策、実用化・事業化を促進するための施策を様々な分野の関係者が相互に連携・協力して推進。実証フィールドについては、これを早期に整備。港湾区域等、既に管理者が明確な海域における先導的な取組については、連携体制を整えて推進。実用化の見通しが立ち、コストデータが把握可能になった段階

- ・沿岸域の総合的管理と計画P Tの趣旨を反映
- ・海洋情報の一元化と公開P Tの趣旨を反映
- ・人材育成P Tの趣旨を反映

・海底鉱物資源等について、次期計画を調査・研究の段階から事業化に移行する段階と位置づけ。資源調査の加速、商業化プロジェクトに向けた技術開発・環境影響評価手法の確立等（海洋産業の振興と創出P T）

・「①海域利用の法整備と協調・調整の枠組みづくり」、「②技術開発や導入・普及促進策の強化」、「③基盤の整備」（海洋産業の振興と創出P T）

における海洋再生可能エネルギーについての買取価格を検討・決定。地域協調・漁業協調を基本とした社会的受容性向上に向けた取組を推進。管理者不在の海面を含む海域利用に関し、法整備を含めて枠組みを検討するなど環境整備を行うほか、所要の基盤整備を実施。

- 水産資源の開発及び利用：水産基本計画等に従って推進。排他的経済水域における資源管理を強化するとともに国際的な水産資源管理を推進する。また、持続的な活用のための研究開発や関連する施策を検討・推進し、環境負荷の少ない持続的な養殖業を確立。
- 海洋生物多様性の保全：生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に従って推進。また、船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系への影響の防止について、積極的に推進。
- 海洋環境の保全に係る国際協調：国連環境計画（UNEP）及び国際海事機関（IMO）等の国際協調の下、生物多様性条約（CBD）、ロンドン条約及びMARPOL条約等に基づき、海洋環境の保全を推進。さらに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等で、我が国が世界の主導的立場をとるべく調査・研究を推進。
- 東日本大震災からの復興及び防災対策：震災に伴って発生した洋上漂流物が米国等に漂着しており、引き続き漂着する可能性も指摘されていることから、その現状把握や漂流予測を実施するとともに関係国との情報共有等、政府一体となった対策を推進。

○開発・利用と環境保全との調和：海洋環境の保全には引き続き積極的に取り組むとともに、海洋の開発・利用と環境保全が二律背反であるかのような考え方を払拭し、環境に配慮した開発技術の確立及び海洋利用を推進。適切な資源管理のための方策を具体的に検討、推進。

(2) 海洋の安全の確保

○我が国周辺海域及びシーレーンや離島の安全を確保するための取組を更に強化、関係省庁間の連携の強化。国際公共財としての海洋の維持のための取組を推進。

○海上における治安の確保：海上法執行能力の更なる向上及び領海侵入する外国公船等への対応を強化するため、必要となる海上保安体制の強化。

○海上交通の安全の確保、海難救助体制の強化：現行体制の充実及び更なる向上。

○海賊対策：ODAなども活用したソマリア沖・アデン湾及び東南アジアにおける海賊対策を継続、ソマリア沖海賊から日本籍船の安全を確保するための制度の検討。

○宇宙を利用した海洋監視のあり方に係る検討。

○海洋由来の津波や高潮等自然災害への対策：津波災害対策編が追加された現行防災基本計画に従って総合的かつ計画的に対策を推進。

○防災対策上、過去の地質記録等を踏まえたあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討することとし、想定津波として、今後、次の二つのレベルを想定。

・環境影響評価手法の確立等（海洋産業の振興と創出 P T）

・海洋権益の確保や治安の維持や我が国周辺海域の安全の確保のためには、監視警戒・取締り等を効果的かつ機動的に実施（海洋の安全保障 P T）

・巡視船艇、艦艇、航空機等の装備の充実、人員の確保等の体制の整備を一層強化（海洋の安全保障 P T）

・海上交通路の安全確保に向けた積極的な取り組み（海洋の安全保障 P T）

・ソマリア沖海賊対策について、その発生状況等を踏まえつつ継続するとともに、マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策に積極的に貢献（海洋の安全保障 P T）

・宇宙を含めた多様な情報源からの情報を準リアルタイムで集約（海洋の安全保障 P T）

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進（沿岸域の総合的管理と計画 P T）

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進（沿岸域の総合的管理と計画 P T）

①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、②最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

○最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としてハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を推進。

○発生頻度の高い津波を越える津波により、海岸堤防等が破壊・崩壊する場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような防波堤・海岸堤防等の整備の推進。

○南海トラフにおける海溝型地震、首都直下地震をはじめとして、我が国どこでも地震が発生しうるものとして、地震・津波への備えを推進。

○東日本大震災を踏まえた災害時も含めた海上安定輸送の確保。

○地球温暖化への適応：地球温暖化に伴う海面上昇を踏まえた高潮対策等を検討。

(3) 科学的知見の充実

○研究開発：海洋に関する基礎的、基盤的な研究及び開発を継続的に実施、政策のニーズに対応した政策課題対応型研究開発を推進。①地球温暖化と気候変動予測・適応、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発、③海洋生態系の保全・生

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進(沿岸域の総合的管理と計画P T)

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進(沿岸域の総合的管理と計画P T)

・災害に強い海上輸送ネットワークの構築(海運・物流WG)

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進(沿岸域の総合的管理と計画P T)

・先端的・基礎的な研究の推進と連合の強化(人材育成P T)

物資源の持続的利用、④海洋再生可能エネルギーの開発、
⑤自然災害対応の5つの課題に係る科学技術の研究開発を
重点的に推進。

○中長期的な視点に立って実施すべき国家存立基盤に関わる
研究開発、我が国が世界をリードしうる分野の研究開発を
重点的に推進。

○宇宙から得た情報の利用：今後の内外の衛星インフラの整
備状況等も踏まえ、衛星からの情報を海洋政策推進にいか
に活用するかを具体的に検討。海洋分野における衛星利用
ニーズを必要に応じて宇宙政策に反映。

○北極域及び南極域等の観測及び調査研究：全球の気候変動
や将来予測、地球温暖化や日本周辺の気象等への影響評価
に重要であり、北極域については将来の北極海航路の利用
可能性評価にもつながることから、これを継続・推進。

○海洋調査及びモニタリング：海洋資源の利用、海洋権益の
保全や気候変動等の全地球的課題への対応などの海洋政策
の基盤として各種行われている海洋調査及びモニタリング
について総合的な海洋調査の推進及びモニタリングの継続
体制を検討。調査船、人工衛星観測、観測ブイ、一般船舶
による観測、陸上観測等を組合せて海洋調査を戦略的に推
進。

○海洋情報の一元化：「海洋情報クリアリングハウス」、「海洋
台帳」を充実、データを解析し可視化する等データの活用
を支援するシステムの整備、海洋情報の収集・管理・提供
に関するポリシーの検討により、海洋情報の幅広い利用を

・先端的・基礎的な研究の推進と連合の強化（人材育成P T）
・海洋産業における人材育成への支援強化（海洋産業の振興と
創出P T）

・宇宙を含めた多様な情報源からの情報を準リアルタイムで集
約（海洋の安全保障P T）

・北極海航路等新たな国際物流ルートの利用に向けた環境整備
（海運・物流政策WG）

・調査船や観測ブイに加え、人工衛星観測、一般船舶による観
測等を組合せた総合的な観測が重要。共有する情報について海
洋調査の段階から基本となる国の方針を定める。（海洋情報の一
元化と公開P T）

・情報の共有に関する共通ルールを策定する。各機関で集めら
れる情報を共有し、その蓄積を元にしたデータの読み解きを行
う機能を産学官協力で実現する。情報利用の利便化・多様化を
進め情報産業の育成を促す。（海洋情報の一元化と公開P T）

促進。

- 基盤的技術の開発、長期的な観測の実施、プラットフォームの整備：基盤的技術の開発、船舶の計画的整備、研究機関間の共同利用推進、小型で高性能な無人探査機等調査効率化のための技術開発等を推進。

(4) 海洋産業の健全な発展

- 東日本大震災からの復興：東日本大震災及びこれに伴う巨大津波によって甚大な被害を受けた東北地方太平洋沿岸域の海洋産業の復興の実現に向けた施策の着実な実施。
- 海上輸送の確保：造船、港湾整備、海上交通路の整備、船員の確保・育成について、総合的に推進。日本商船隊の国際競争力・安定的な国際海上輸送の確保。我が国海運業の経営基盤を強化するとともに、国際交渉を通じた海洋分野の秩序ある競争環境の整備。将来の北極海航路の利用に向けた取組を加速化。低炭素・循環型社会に貢献する海上輸送体系の確保による我が国海運業の競争力強化。環境性能の高い船舶の技術開発の促進等による受注力の強化、新市場・新事業への展開及び業界再編の促進を柱とした政策を通じた我が国造船業の競争力の強化。
- 水産業の健全な発展：水産基本計画に従って推進。魚食に関する消費者への情報提供を積極的に行うなど魚食普及を推進。また、適切な資源管理を行いつつ、漁業経営の安定化を推進し、国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化を促進。
- 新たな海洋産業の創出：海洋再生可能エネルギー利用促進

- ・先端的・基礎的な研究の推進と連合の強化（人材育成P T）

- ・グローバルな環境変化を踏まえた国際海運政策の推進（海洋立国日本の海運・物流政策WG）

- ・海洋産業の振興と創出P T、海洋情報の一元化と公開P T、

のための取組を推進し、発電事業に関する産業創出に向けた取組を推進。海洋情報を活用した産業、海洋バイオ、二酸化炭素回収貯留等、新たな海洋産業の創出に向けた研究開発及び技術開発を推進するとともに、それらの成果の産業化や、海洋産業が創出しやすいような環境整備を推進。世界の莫大な海洋開発マーケットを取り込んで国内の新産業創出を促すため、海外の海洋開発プロジェクト等に日本企業の参画する際等の政策支援、環境整備を実施。

○クルーズ、マリンレジャーや文化遺産等、観光資源や憩いの場としての海洋を活用した観光産業の振興、発展を促すための施策を推進。

(5) 海洋の総合的管理

○領海及び排他的経済水域の管理：領海、排他的経済水域で国際法上、我が国が行使しうる権利が異なることから、これらに応じた管理の枠組みの検討を推進。海洋を利用する際に様々な関係者が効率的かつ効果的に利用できるよう、海域利用調整の枠組みを構築。

○200 海里を超える大陸棚：大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が得られるよう引き続き努力する等、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進。

○沿岸域の総合的管理：陸域と一体となった沿岸域の管理について、それぞれの海域の特性に応じた海域利用が行われていること等に留意し、国、地方公共団体等が連携して各課題に対処。

人材育成 P T

・航行の自由をはじめとする海洋に関する国際的な議論に積極的に貢献し、海洋の秩序等に関する国際ルールの形成・発展に貢献すべきである。(海洋の安全保障 P T)

・陸域と海域の一体的管理の強化、一体的管理の実現のための地方自治体の取り組み体制の明確化、海面利用のルール作りの推進等適正な利用関係の構築(沿岸域の総合的管理と計画 P T)

○離島の管理、保全等：「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域の基線となっている離島を重点に、その管理、保全等を推進。特定離島について、その拠点施設の整備を推進。さらに、離島の自律的な発展を促し、住民生活の安定と福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進。離島が海洋政策上の役割を担えるよう離島の振興を推進。

(6) 海洋に関する国際的協調

- 海洋に関する様々な課題について、国際的な取組を推進。
- 海洋生物多様性保全への取組：持続可能な利用を目的とした、日本型海洋保護区の理解の醸成、浸透を推進。
- 国際的な水産資源管理の推進：今後とも地域漁業管理機関を通じ、適正な管理のためのリーダーシップを発揮。
- 国際公共財としての海洋の利用及び航行の自由の確保：多国間及び二国間の海洋協議等の場を活用して国際的なコンセンサスづくりに寄与。
- 北極圏を巡る課題：我が国の北極評議会新規オブザーバー資格申請の承認を実現。研究、観測の国際的な取組に積極的に参加。
- 海上保安分野の連携・協力：多国間及び二国間の枠組を通じた国際連携・協力の推進、東南アジアをはじめとしたシーレーン沿岸国への能力向上支援。
- 津波への対策：アジア・太平洋地域等への技術的支援等を

- ・離島の保全等（沿岸域の総合的管理と計画P T）
- ・海洋権益保全の観点からの有人離島への航路の維持（海運・物流P T）

・航行の自由をはじめとする海洋に関する国際的な議論に積極的に貢献し、海洋の秩序等に関する国際ルールの形成・発展に貢献すべきである。（海洋の安全保障P T）

・北極海航路等新たな国際物流ルートの利用に向けた環境整備（海運・物流政策WG）

・関係諸国との連携・協力を引き続き推進することにより、海上交通路の安全確保に積極的に取り組むべきである。（海洋の安全保障P T）

・沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進（沿岸

推進するとともに、津波災害の危険が懸念される諸国への津波情報の迅速な供給を推進。

- 洋上漂流物への対策：東日本大震災での教訓を生かし、洋上漂流物対策に係る国際的な取組を進める議論を推進。
- 科学技術分野の連携協力：地球環境変動等の問題解決に貢献するため、衛星やブイ等の観測網構築や広域的な海底下の掘削調査等を国際的な連携の下で推進。また、各種センサー開発やその性能評価等、必要な技術開発を推進。

(7) 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

- 海洋教育の充実：初等中等教育及び高等教育における海洋に関する教育が充実し、それらが体系的につながるような方策を検討。海洋に関する教育研究を実施している大学・研究機関等が中核となって、地域の小中学校等と連携・ネットワークを形成する等、地域ごとに特徴のある海洋に関する教育が行われるための方策を検討し、その実施を推進。
- 人材の育成：海洋産業の担い手を育成、中長期的な観点で将来の担い手のすそ野を広げるための方策を検討。特定分野について専門的な知識を有する人材を育成、海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成もあわせて実施。地域における産学官連携のネットワーク造りの促進、基礎研究の強化等を通じて、地域の特色を活かした人材の育成を推進する。
- 海洋に関する国民の理解の増進：国民が海を身近に感じられるように、幅広い参加が得られる行事や海洋観光など、海洋に実際に触れ合う機会を充実するとともに、マスメデ

域の総合的管理と計画P T)

- ・学習指導要領における海洋教育の位置づけの強化（人材育成P T）
- ・アウトリーチと教育活動の推進（人材育成P T）
- ・先端的・基礎的な研究の推進と連合の強化（人材育成P T）
- ・アウトリーチと教育活動の推進（人材育成P T）
- ・多様な知的海洋クラスターの創出（人材育成P T）
- ・産業と協働する人材育成の支援強化（人材育成P T）
- ・アウトリーチと教育活動の推進（人材育成P T）

ィア、インターネット等を通じた情報発信、水族館、博物館等との連携した情報発信を検討。海洋に関する国民の声を施策に反映させる等、国と国民とが双方向での情報交換。また、マリンレジャー等の安全対策や海洋環境の保全についての啓発活動を引き続き推進。

○海洋に関する関係機関、大学、民間企業等がアウトリーチ活動を実施できるための方策を検討、実施を推進。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

【総論、第1部での整理を踏まえ、今後検討し記述】

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項

【今後の議論を踏まえて記述】

・アウトリーチと教育活動の推進（人材育成P T）